

竜王町感震ブレーカー等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における電気に起因する住宅からの出火による被害から町民の生命および財産を守り、安心して生活ができる環境を維持するため、感震ブレーカー等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー等」とは、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる感震ブレーカー等は、次に掲げるものとする。

- (1) 分電盤タイプ 分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの（一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造および機能を有するものに限る。）
- (2) 簡易タイプ 揺れによりおもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーが作動して電力供給を遮断するもの
- (3) コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給を遮断するもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、感震ブレーカー等を新たに購入し、その居住する住宅に設置する者であって、町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されているものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の居住する住宅における感震ブレーカー等の購入および設置に要する経費とする。ただし、補助対象者が住宅を新築する際の購入および設置に要する経費は、交付の対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度とする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカー等の購入および設置に係る見積書の写し
- (2) 設置しようとする感震ブレーカー等の仕様が確認できる書類(カタログ等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更交付申請)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の申請内容を変更しようとするときは、竜王町感震ブレーカー等設置事業変更交付申請書(別記様式第1号)に、当該変更の内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、竜王町感震ブレーカー等設置事業変更交付決定通知書(別記様式第2号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日以内または補助金の交付決定に係る会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカー等の購入および設置に係る費用の明細が確認できる領収書の写し
- (2) 設置した感震ブレーカー等の写真

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助事業について適用する。